

豊橋田原食育体験講座
(第4回)

旬の地元食材を使ったランチを食べながら、使用食材や地産地消、食育について講座を行います。

対象＝豊橋市および田原市に在住の方(子ども同伴不可) 日時＝

3月13日(火) 正午～午後2時30分

場所＝角上楼(田原市福江町)

定員＝20名(申し込み多数の場合は抽選/結果は3月6日までに通知)

講師＝上村純士さん(角上楼代表) ほか 受講料＝3000円(食事代含む) 申し込み＝2

月28日(水)までに電話またはFAX・Eメールにて(FAX・Eメールの場合は、住所・氏名・電話番号を明記) / 豊橋田原IT農業推進会議ホームページからも申し込み可

豊橋田原IT農業推進会議事務局 (〒440-8501 住所不要)

「豊橋市役所農政課内」

☎(0532)51局2471

FAX(0532)56局5130

✉nosei@city.toyohashi.jp

HP <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/nousei>



豊橋田原食農教育
推進フォーラム

対象＝どなたでも 日時＝2月

18日(日) 午前10時～午後3時30分

場所＝田原文化会館 内容＝基

調講演(名古屋文理大学短期学部・芳本信子教授)、学習発表(豊橋商業高校生徒)、パネルディスカッション、ワークショップ、ミニ物産展

農政課 ☎23局3517 FAX22局3817

HP <http://www.city.toyohashi.aichi.jp>

生活

LIFE

学校施設開放
利用団体の登録

平成19年度に小・中学校体育施設を利用する団体の申請を受け付けます。なお、平成18年度に登録した団体も新たに申し込みが必要です。

対象＝市内に在住・在勤の10名以上のグループ 開放施設＝市内の小・中学校の運動場と体育館、武道場 使用料＝無料 申し込み＝

3月9日(金)までに、生涯学習課 文化会館(田原・赤羽根・渥美)、

介護保険料の減免

市町村民税世帯非課税で低所得の方に對し、介護保険料を減免します。

対象＝第3段階で次に該当する方

平成17年1月～12月の収入が100万円以下の方(2人以上について、一人につき35万円を加算した額) / 誰からも生活的援助を受

けていない方、また被扶養者でない方 / 健康保険の被扶養者になつて

いない方 / 世帯全員が居住地以外に土地・家屋を所有していない方

減免内容＝第3段階の方の保険料額(3万1900円)を第2段階の方の保険料額(2万1200円)と同じにするもの 申請方法＝福祉課介護係にて

福祉課(田原福祉センター内) ☎23局3217 FAX23局3545

HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/action/kyoiku/>

春季全国火災予防運動
3月1日(木)～3月7日(水)

これからの季節は寒さも峠を越えるため、火への注意心も緩みがちになります。火の取り扱いには十分注意しましょう。

【住宅防火対策のポイント】

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を早期に設置しましょう
- ・家の周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう
- ・火災を小さなうちに消すために、住宅用消火器などを設置しましょう

・お年寄りや体の不自由な方を守るために、近所の協力体制を整えておきましょう

消防課 ☎23局4074 FAX23局2440

HP <http://www.city.tahara.aichi.jp>

介護保険料の段階

段階	対象
第1	世帯全員が市民税非課税で、生活保護受給者または老齢福祉年金受給者
第2	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算が80万円以下の方
第3	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方
第4	本人が市民税非課税の方
第5	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方
第6	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方